

農業者の皆さんへ

台風15号に係る被災農業者向け 支援施策活用ガイドブック

ここに取り上げた事業内容等は検討中のものも含め、9月24日現在の情報です。今後、変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

なお、事業の活用之际、次の資料を保存しておいていただきますようお願いいたします。

- ①ハウスの倒壊等、被害の状況がわかる写真等
- ②事業の対象となる取り組みに係る発注書、納品書、請求書などの書類



茨城県鹿行農林事務所

肥料や種苗の購入費の補助を受けたい

事業名	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例資金（補助事業）【県単】			
申請窓口	市			
事業趣旨	今回の台風15号により被災した農業者が、樹草勢回復用肥料、病害虫防除用の薬剤、再生産のための種苗を購入する際に、市が助成をした場合、当該助成に要した経費の一部について補助金を交付します。			
事業概要	○対象者 市から補助対象農業者または特別被害農業者の認定を受けた者			
	○支援内容			
		対象事業	対象要件	補助率
	1	樹草勢回復のための肥料購入費用の補助 (通常の追肥は対象外)	農作物等の被害率が30%以上	被害率30%以上： 2/3（県1/3，市町村1/3） 被害率70%以上： 4/5（県2/5，市町村2/5）
	2	病害虫の共同防除を行うための薬剤購入費用の補助 (農家が各自で行う防除は対象外)	農作物等の被害率が30%以上	10/10（県1/2，市町村1/2）
3	追蒔き，代作のための種苗肥料購入費用の補助	農作物の被害率が70%以上	4/5（県2/5，市町村2/5）	
4	再生産のための種子，苗等の購入費用の補助 (1，2との併用不可)	農作物等の被害率が70%以上	10/10（県1/2，市町村1/2）	
申請フロー	【申請書類の流れ】 農業者 → 市 → 鹿行農林事務所 → 県庁 【補助金交付の流れ】 農業者 ← 市 ← 鹿行農林事務所 ← 県庁			

被災の復旧に向けて資金を活用したい（金額が小さい場合）

事業名	県条例資金，農協系統災害資金，農林漁業施設資金，農林漁業セーフティネット資金
申請窓口	県条例資金（市），農協系統災害資金（農協），農林漁業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金（公庫等）
事業趣旨	台風 15 号の被害を受けた農業者等に農業協同組合や日本政策金融公庫などの金融機関が融資する災害対策資金に対して，国や県が利子補給を行い，利率を無利子又は低利としています。

事業概要

台風 15 号の災害対策資金には，大きく以下の 3 種類の資金があります。借入限度額，利率，償還期間，用途に応じて資金名を選択して下さい。

1. 県条例資金
2. 農業協同組合等の民間金融機関が融資する資金
3. 日本政策金融公庫が融資する資金

【資金一覧】 利率は令和元年 9 月 10 日現在

資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融 資 率	主な 使 途
① 県条例資金 (経営資金)	一般：200 万円又は損失額の 45%のいずれか低い額（※1） 果樹：500 万円又は損失額 55%のいずれか低い額	無利子	3～6 年	100%	運
② 県条例資金 (施設復旧資金)	個人：200 万円 共同利用施設： 2,000 万円	無利子	個人：6 年 共同利用施設： 15 年	100%	機
③ 系統農業災害資金 (正組合員)	500 万円	無利子	5 年 [1 年]	100%	全
④ 系統農業災害資金 (生活災害資金)	500 万円（動産：300 万円）	1.00%	10 年 [1 年]	100%	運
⑤ 農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	負担額の 80%又は 300 万円	0.07%	15 年 [3 年]	100%	機
⑥ 農林漁業セーフティネット資金 (災害)	一般：600 万円以内 特認：年間経営費等の 6/12 以内	0.07%	10 年 [3 年]	100%	運

主な用途 (機)：機械・施設の購入 (運)：運転資金 (経)：経営の維持安定 (全)：一切

(※1) 農事組合法人，農業を主な業務の法人は 2,500 万円又は損失額 45%のいずれか低い額

- ・ 必要書類：市発行の被害認定書（県条例資金），罹災証明書（その他の資金）
- ・ 保証：茨城県農業信用基金協会の協会保証を付す（公庫資金は除く）
- ・ 担保：原則不要（公庫資金は除く）

被災の復旧に向けて資金を活用したい（金額が大きい場合）

事業名	農業近代化資金，農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）																		
申請窓口	農業近代化資金（農協等），農業経営基盤強化資金（公庫等）																		
事業趣旨	台風 15 号の被害を受けた農業者等に農業協同組合や日本政策金融公庫などの金融機関が融資する災害対策資金に対して，国や県が利子補給を行います。																		
事業概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>台風 15 号の災害対策資金には，大きく以下の 2 種類の資金があります。借入限度額，利率，償還期間，用途に応じて資金名を選択して下さい。</p> <p>1. 農業協同組合等の民間金融機関が融資する資金</p> <p>2. 日本政策金融公庫が融資する資金</p> <p>※認定農業者の方を貸付の対象としている資金（認定農業者向け）と認定農業者以外の方でも借入可能な資金があります。</p> </div> <p>【資金一覧】 利率は令和元年 9 月 10 日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">資金名</th> <th style="width: 20%;">借入限度額</th> <th style="width: 10%;">利率</th> <th style="width: 15%;">償還期間 [据置期間]</th> <th style="width: 10%;">融資率</th> <th style="width: 20%;">主な用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 農業近代化資金 (対象者：認定農業者，集落営農組織，主業農業者，農業参入法人等)</td> <td>個人：1,800 万円 法人：2 億円</td> <td>0.07%</td> <td>15 年 [3~7 年]</td> <td>80% ~ 100%</td> <td style="text-align: center;">(機) (運)</td> </tr> <tr> <td>② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） (対象者：認定農業者)</td> <td>個人：3 億円 法人：10 億円</td> <td>0.07%</td> <td>25 年 [10 年]</td> <td>100%</td> <td style="text-align: center;">(地) (機) (運)</td> </tr> </tbody> </table> <p>主な用途 (機) 機械・施設の購入 (運) 運転資金 (経) 経営の維持安定 (全) 一切 (地) 農地の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要書類：災害関連の資金には罹災証明書が必要です。 ・ 保証：茨城県農業信用基金協会の協会保証を付す（公庫資金は除く） ・ 担保：原則不要（公庫資金は除く） 	資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な用途	① 農業近代化資金 (対象者：認定農業者，集落営農組織，主業農業者，農業参入法人等)	個人：1,800 万円 法人：2 億円	0.07%	15 年 [3~7 年]	80% ~ 100%	(機) (運)	② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） (対象者：認定農業者)	個人：3 億円 法人：10 億円	0.07%	25 年 [10 年]	100%	(地) (機) (運)
資金名	借入限度額	利率	償還期間 [据置期間]	融資率	主な用途														
① 農業近代化資金 (対象者：認定農業者，集落営農組織，主業農業者，農業参入法人等)	個人：1,800 万円 法人：2 億円	0.07%	15 年 [3~7 年]	80% ~ 100%	(機) (運)														
② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） (対象者：認定農業者)	個人：3 億円 法人：10 億円	0.07%	25 年 [10 年]	100%	(地) (機) (運)														

補助事業を活用してハウスを復旧したい

事業名	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型） 【国補】
申請窓口	市
事業趣旨	今回の台風15号により被災した農業者が、融資または地方公共団体からの支援を受けて農業用ハウス等を復旧する際、その残額について交付金を交付します。
事業概要	<p>○事業主体 台風15号により農業用ハウス等が被災した者</p> <p>○要件 <u>*市町村から被災証明を受けていること</u> <u>*融資または地方公共団体から支援を受けること</u> <u>*再建・修繕を行った施設は、園芸施設共済の加入が必要</u></p> <p>○支援内容 (1) 農業用ハウス等の復旧、被害前と同程度*)の施設の取得。 *機能の強化（パイプを太くする、梁や筋交いで補強する、基礎をコンクリートで補強する等）も対象になります。ただし、規模を拡大する部分については自己負担となります。 (2) 農業用ハウスを修繕するために必要な資材（ビニール等）の購入。 (3) 倒壊した農業用ハウス等の撤去。 (4) 農業用機械の取得や修繕</p> <p>○補助率 ・共済加入者は、共済金の国費相当額を合わせて事業費の1/2相当 ・共済非加入者は3/10 *地方公共団体による補助率が加算される可能性があります。</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】 農業者 → 市 → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【交付金の流れ】 農業者 ← 市 ← 鹿行農林事務所 ← 県庁 ← 国</p>

新たに産地で共同利用する耐候性ハウスを導入したい

事業名	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援型） 【国補】
申請窓口	市
事業趣旨	今回の台風15号による被災を契機に新たに産地で共同利用する耐候性ハウスの導入を支援します。
事業概要	<p>○事業主体 JAまたはJA出資法人</p> <p>○要件 *未定</p> <p>○支援内容 （1）被災を契機に新たに産地で共同利用する耐候性ハウスの導入支援。 （2）被災農業者等にハウスをリース。 JAまたは出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/20未満（リース期間中、農業者が分割して料金を支払うため）</p> <p>○補助率 1/2以内</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】 JA → 市 → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【交付金の流れ】 JA ← 市 ← 鹿行農林事務所 ← 県庁 ← 国</p>

今後の災害に備え、パイプハウスを強化し規模拡大を図りたい

事業名	いばらきの産地パワーアップ支援事業【国補】
申請窓口	地域農業再生協議会等(市)
事業要旨	将来に向けて、今後の災害に備えるため、強度の高い新たなパイプハウスの導入を支援します。
事業概要	<p>○事業主体 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○要件 ・地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体が対象となります。(面積要件：施設野菜 5ha)</p> <p>○支援内容（基金事業） ・パイプハウスの機能強化とともに規模拡大等を図るため、新たに自らパイプハウスを施工するために必要な生産資材の導入等を支援します。</p> <p>○補助限度額・補助率 ・補助限度額：1年度当たり 20 億円（ただし、整備する施設等により異なります。） ・補助率：1/2 以内</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】</p> <p>農業者→地域農業再生協議会等(市) → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【交付金の流れ】</p> <p>農業者 ← 地域農業再生協議会等(市) ← 鹿行農林事務所 ← 県庁← 国</p>

今後の災害に備え、施設の強度を高めるため、低コスト耐候性ハウスを整備したい

事業名	いばらきの産地パワーアップ支援事業【国補】
申請窓口	地域農業再生協議会等(市)
事業要旨	将来に向けて、今後の災害に備えるため、低コスト耐候性ハウスの導入を支援します。
事業概要	<p>○事業主体 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>○要件 ・地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体が対象となります。(面積要件：施設野菜 5ha) ・施設整備にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業が採択されます。 ・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。</p> <p>○支援内容（整備事業） ・災害に強い生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス）の整備を支援します。 ・施設整備に必要な経費</p> <p>○補助限度額・補助率 ・補助限度額：1年度当たり 20 億円（ただし、整備する施設等により異なります。） ・補助率：1/2 以内</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】 農業者→地域農業再生協議会等(市) → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【交付金の流れ】 農業者 ← 地域農業再生協議会等(市) ← 鹿行農林事務所 ← 県庁← 国</p>

ハウスの補強や防風ネットの設置をして災害に備えたい

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 【国補】
申請窓口	市
事業趣旨	農業者が既存のハウス本体の補強や防風ネットの設置を行う際に必要な資材費や補強役務費等について、補助金を交付します。
事業概要	<p>○取組主体 農業者，農業者団体，地域農業再生協議会，市町村等</p> <p>○支援内容</p> <p>(1) 既存ハウスへの被害防止対策</p> <p>ア 対象事業 ハウス本体の保守管理 (*1や補強 (*2, 防風ネットの設置等</p> <p>* 1 老朽化した金具の交換，パイプのサビ取り， テープによるフィルム破れの補修等</p> <p>* 2 筋交いや方丈による補強，中柱による補強， 妻面へのパイプの追加，引っ張り資材・支え棒の追加等</p> <p>イ 対象要件 県が策定した計画に位置づけられた取組であること 今後10年以上の利用が見込まれるハウスであること 園芸施設共済又は民間の建物共済や損害保険等に参加すること</p> <p>ウ 補助対象経費 資材費，補強役務費，通信運搬費等</p> <p>エ 補助率 1/2以内</p>
申請フロー	<p>【申請書類の流れ】 農業者 → 市 → 鹿行農林事務所 → 県庁 → 国</p> <p>【補助金交付の流れ】 農業者 ← 市 ← 鹿行農林事務所 ← 県庁 ← 国</p>

関係機関問合せ先

機関名	電話番号
鹿嶋市（農林水産課）	0299-82-2911（代表）
潮来市（産業観光課）	0299-63-1111（代表）
神栖市（農林課）	0299-90-1008（直通）
行方市（農林水産課）	0291-35-2111（代表）
銚田市（産業経済課）	0291-36-7651（直通）
茨城県農業協同組合中央会	029-232-2068
茨城県信用農業協同組合連合会	029-232-2015
JA なめがたしおさい（本所）	0299-72-1877
JA ほこた（本店）	0291-33-5341
JA 茨城旭村（本所）	0291-37-0111
鹿行農業共済組合	0299-90-4000
日本政策金融公庫水戸支店	029-232-3623
鹿行農林事務所（企画調整課）	0291-33-6285
鹿行農林事務所（農業振興課）	0291-33-4117